

# 第2章

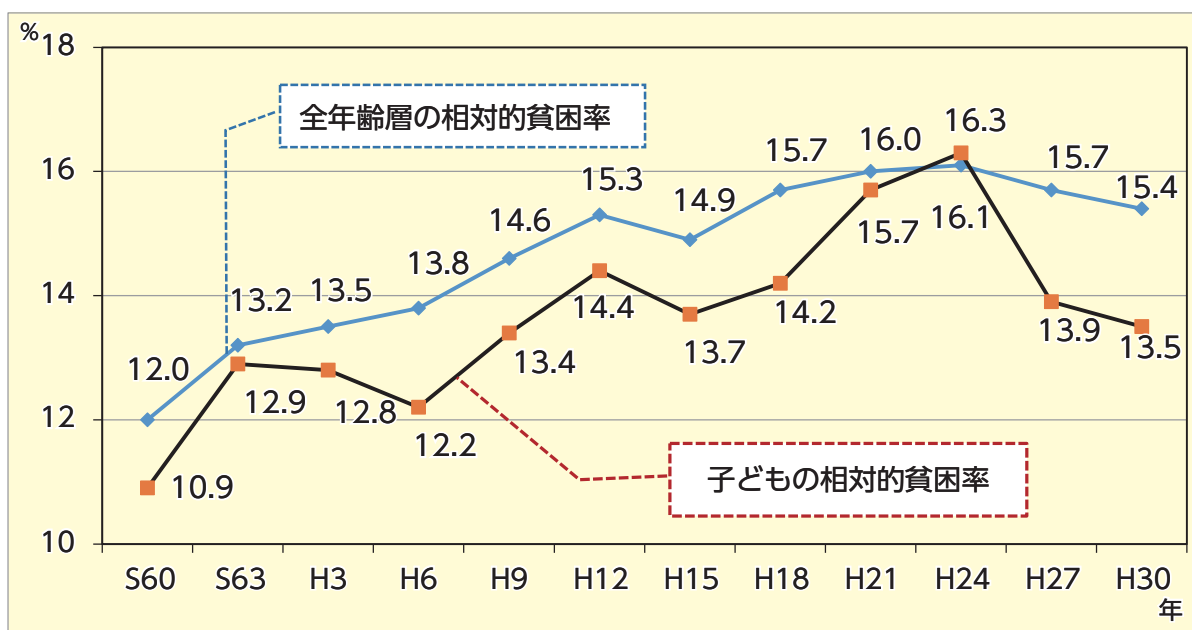
子どもの貧困の状況

## 第2章 子どもの貧困の状況

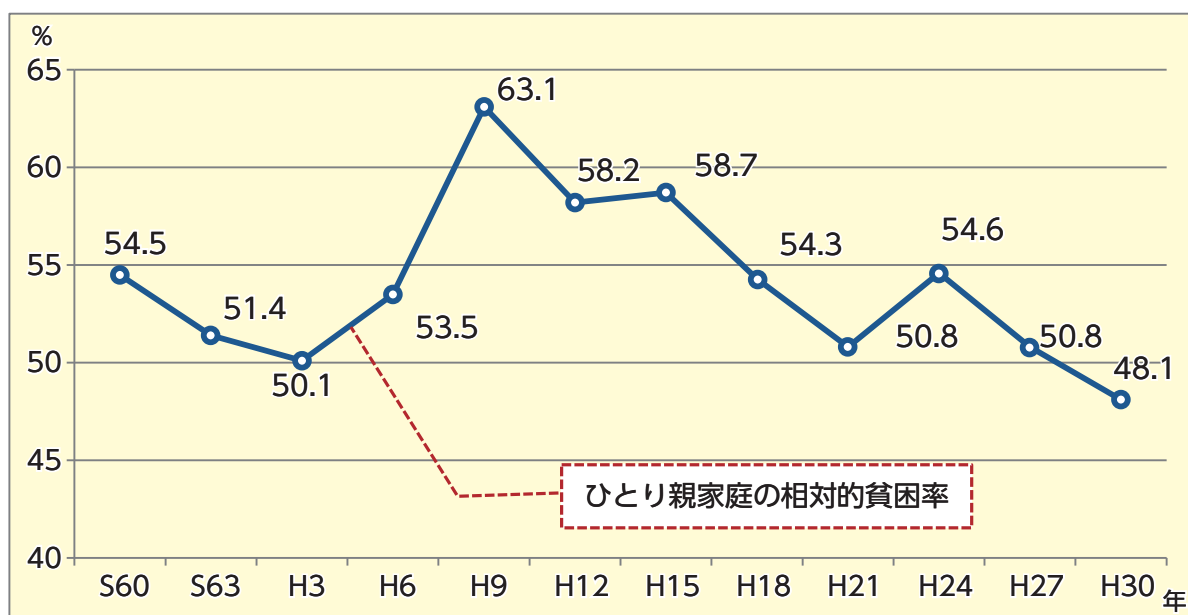
### (1) 全国における子どもの貧困の状況

令和元（2019）年国民生活基礎調査によると子どもの貧困率は13.5%、7人に1人が相対的貧困の状態です。

特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人である世帯の貧困率は48.1%と、2人に1人が相対的貧困状況にあり、厳しい状況であることが分かります。



厚生労働省「令和元（2019）年国民生活基礎調査」



厚生労働省「令和元（2019）年国民生活基礎調査」

### (2) 鹿児島市における子どもの貧困の状況

#### ① 生活保護受給世帯等及び保護率の推移

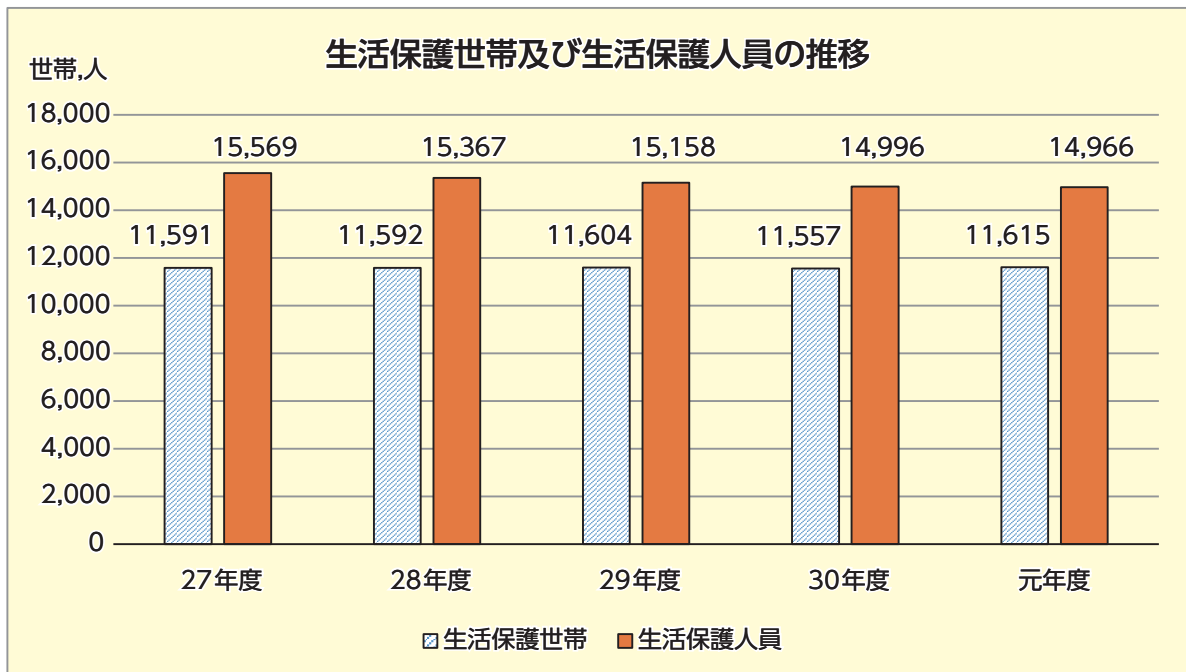
我が国においては、日本国憲法第25条第1項で「生存権」が規定されています。「第25条すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生存権とは文字どおり、私達一人一人が生きていくための権利であり、それは生物学的に「生存する」というだけでなく、社会の一員として尊厳を持って生活する権利です。生活保護制度はこの「健康で文化的な最低限度の生活」を国が保障するための制度であり、生活に困窮し、一定程度以下の収入や資産の状況に陥ってしまった場合、誰でも利用することができます。

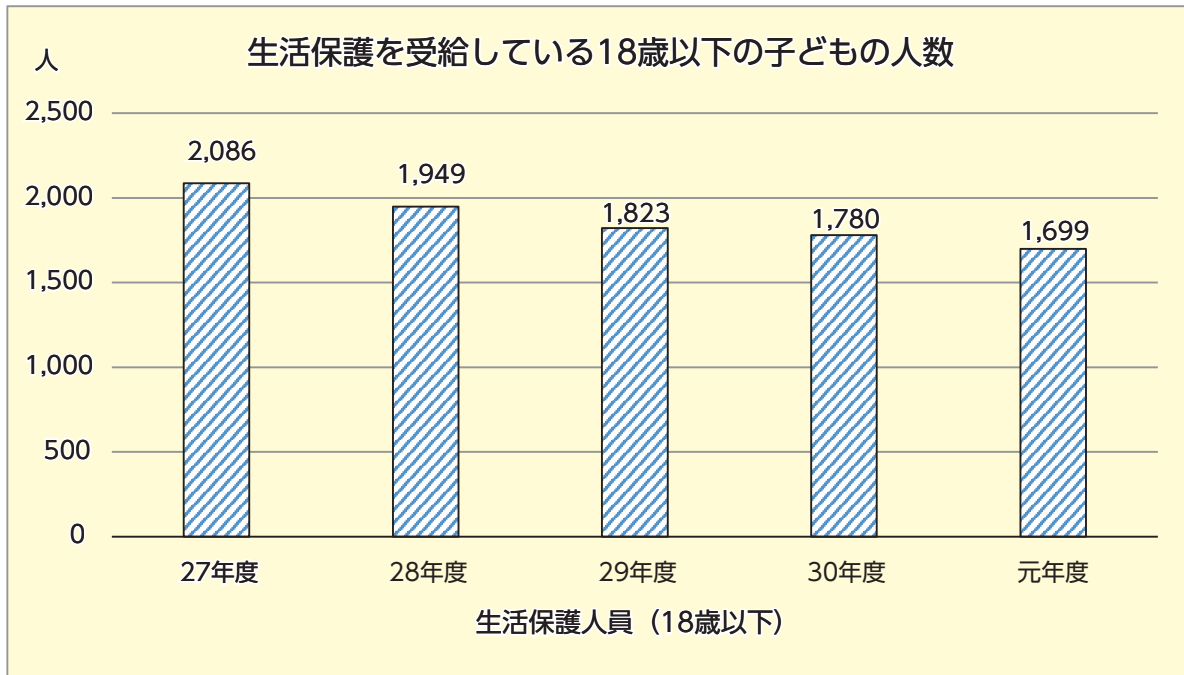
この生活保護を受給している子どもや家庭がどの程度本市に存在するかを把握することで、経済的に困っている家庭が増えているのか・減っているのか、対象世帯が多いのか少ないのか、その傾向を把握することができます。

ここ5年間の推移を見てみると、生活保護世帯数は横ばい、生活保護人員は減少傾向にあります。しかし、本市の保護率は国や県を上回っており、生活保護人員が多い状況にあることが分かります。

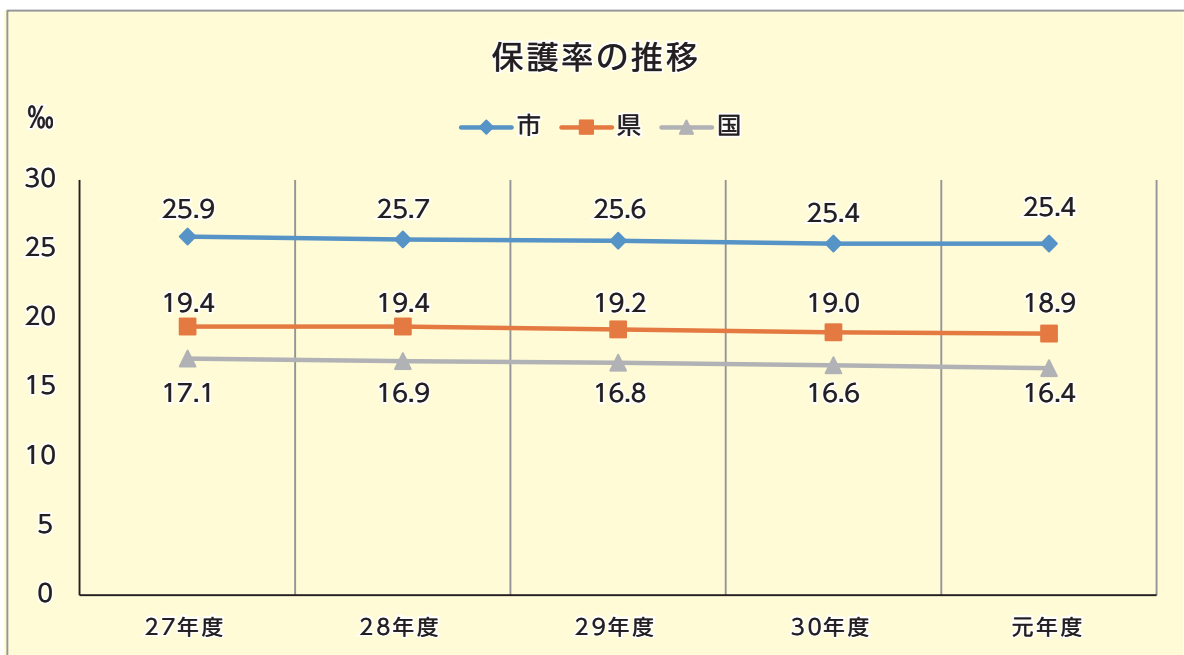
また、中学校卒業後の進学率についても、市全体の進学率に比べて、生活保護世帯の子どもの進学率は低くなっていることが分かります。



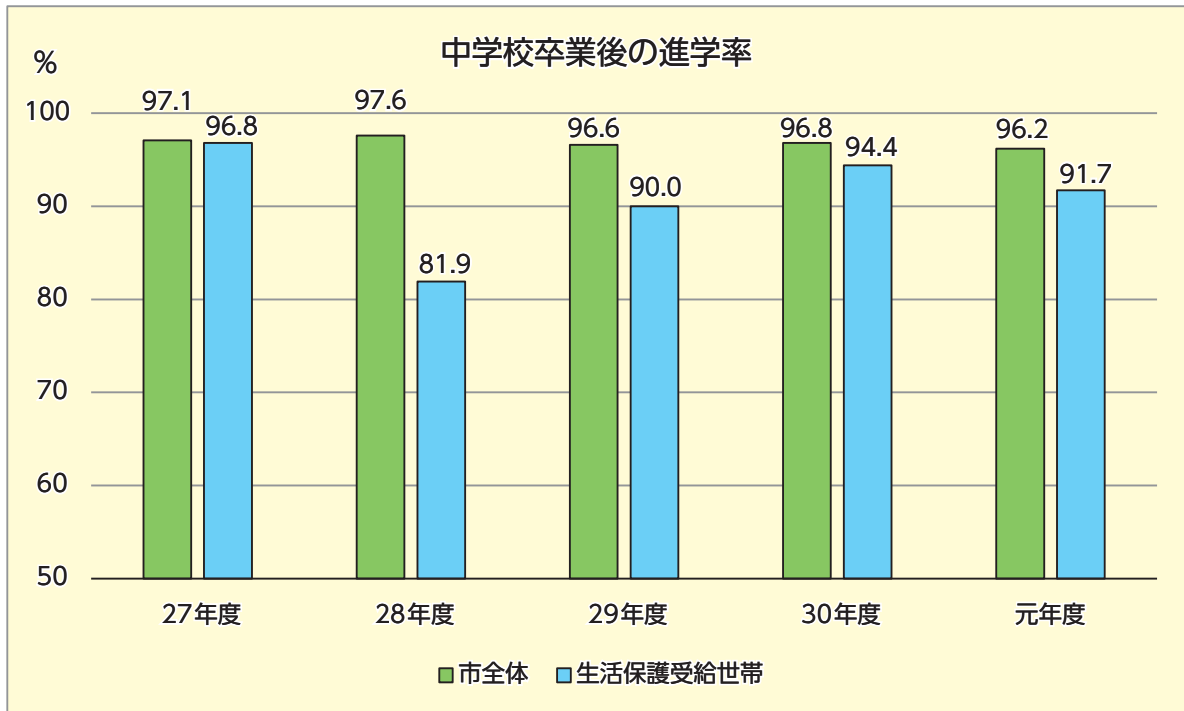
(単位：生活保護世帯は世帯、生活保護人員は人)  
(鹿児島市)



(単位：人)  
(鹿児島市)



※保護率：被保護人員÷推計人口×1000 (単位：%)  
(鹿児島市)



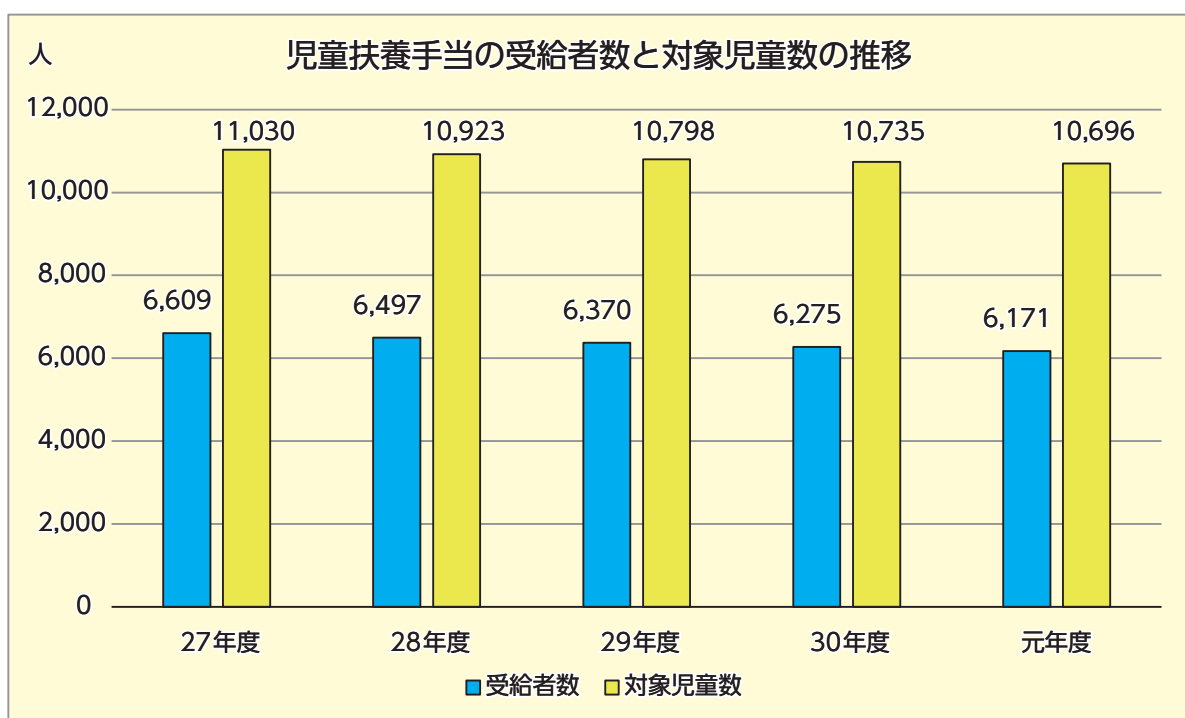
(単位：%)  
(鹿児島市)



## ② 児童扶養手当受給者数及び対象児童数

児童扶養手当は、18歳以下の児童（中度以上の障害がある児童については、20歳未満まで）を養育するひとり親家庭等に対して支給される手当で、離婚等により父または母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。児童扶養手当の受給にあたっては、一定の所得制限が設けられており、この手当の受給者数や対象児童数の推移を見ることで、経済的課題を抱えているひとり親家庭の方々が増えているのか・減っているのか、その傾向を把握することができます。

ここ5年間の推移を見てみると、児童扶養手当受給者数及び対象児童数は少子化等の影響により減少していますが、なお一定数の子どもがひとり親家庭で生活していることが分かります。



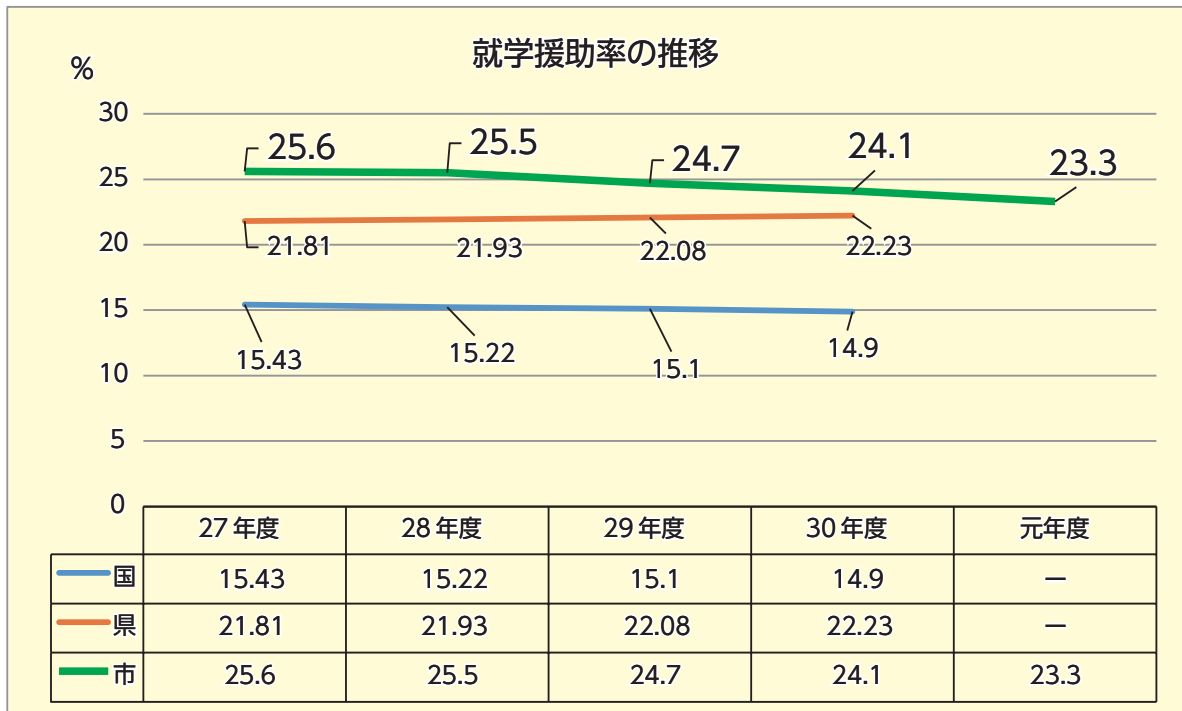
(単位：人)  
(鹿児島市)

### ③ 就学援助率

就学援助とは経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の必要な援助を行うものです。

この就学援助を受給している子どもや家庭がどの程度本市に存在するかを把握することで、経済的に困っている子育て家庭が多いのか少ないのか、その傾向を把握することができます。

ここ5年間の推移を見てみると、本市の就学援助率は国や県を上回っており、就学援助受給者が多い状況であることが分かります。



※就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出

(単位：%)  
(鹿児島市)

## 参考 子供の貧困対策に関する大綱に基づく本市の状況

国の子供の貧困対策に関する大綱に基づく指標からみた、本市の状況は以下のとおりです。

項目	国	出典	対象	本市	出典	対象	
<b>教育の支援</b>							
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7%	厚労省保護課調	H30	91.7%	保護第一課調	R元年度	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1%	厚労省保護課調	H30	4.0%	保護第一課調	R元年度	
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0%	厚労省保護課調	H30	30.0%	保護第一課調	R元年度	
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合							
・小学校	50.9%	文科省児童生徒課調	H30年度	62.8%	青少年課調	R元年度	
・中学校	58.4%	文科省児童生徒課調	H30年度	76.9%	青少年課調	R元年度	
スクールカウンセラーの配置率							
・小学校	67.6%	文科省児童生徒課調	H30年度	100%	青少年課調	R元年度	
・中学校	89.0%	文科省児童生徒課調	H30年度	100%	青少年課調	R元年度	
就学援助制度に関する周知状況							
・入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	65.6%	文部科学省調	H29年度	実施	教育委員会総務課調	R2年度	
新入学児童生徒学用品費の入学前支給の実施状況							
・小学校	47.2%	文部科学省調	H30年度	実施	教育委員会総務課調	R2年度	
・中学校	56.8%	文部科学省調	H30年度	実施	教育委員会総務課調	R2年度	
<b>生活の安定に資するための支援</b>							
<b>電気、ガス、水道料金の未払い経験</b>							
ひとり親世帯	・電気料金	14.8%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 21.0%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・ガス料金	17.2%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5父子世帯 7.7%		
	・水道料金	13.8%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2母子世帯 21.8% 中2父子世帯 12.7%		
子供がある全世帯	・電気料金	5.3%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5保護者 8.3% 中2保護者 8.7%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・ガス料金	6.2%	生活と支えあいに関する調査	H29			
	・水道料金	5.3%	生活と支えあいに関する調査	H29			
<b>食料又は衣服が買えない経験</b>							
ひとり親世帯	・食料が買えない経験	34.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 17.1% 小5父子世帯 5.8% 中2母子世帯 18.8% 中2父子世帯 4.8%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・衣服が買えない経験	39.7%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 23.5% 小5父子世帯 13.5% 中2母子世帯 28.8% 中2父子世帯 9.5%		
子供がある全世帯	・食料が買えない経験	16.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5保護者 6.3% 中2保護者 7.2%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・衣服が買えない経験	20.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5保護者 10.3% 中2保護者 11.4%		
<b>子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合</b>							
ひとり親世帯	・重要な事項の相談	8.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5母子世帯 5.3%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・いざという時のお金の援助	25.9%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5父子世帯 3.8% 中2母子世帯 4.0% 中2父子世帯 9.5%		
等価可処分所得 第Ⅰ～Ⅲ十分位	・重要な事項の相談	7.2%	生活と支えあいに関する調査	H29	小5A類世帯 3.9%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・いざという時のお金の援助	20.4%	生活と支えあいに関する調査	H29	中2A類世帯 4.2%		



項目	国	出典	対象	本市	出典	対象
<b>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>						
ひとり親家庭の親の就業率						
・母子世帯	80.8%	国勢調査	H27	小5母子世帯 88.1% 中2母子世帯 89.9%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・父子世帯	88.1%	国勢調査	H27		
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合						
・母子世帯	44.4%	国勢調査	H27	小5母子世帯 36.7% 中2母子世帯 43.9%	子どもの生活に関するアンケート調査	H29
	・父子世帯	69.4%	国勢調査	H27		
<b>経済的支援</b>						
子供の貧困率	13.9%	国民生活基礎調査	H27	A類世帯	14.6%	子どもの生活に関するアンケート調査
	7.9%	全国消費実態調査	H26			
ひとり親世帯の貧困率	50.8%	国民生活基礎調査	H27	母子世帯	58.5%	子どもの生活に関するアンケート調査
	47.7%	全国消費実態調査	H26	父子世帯	13.0%	

